

## 「地労委M」行政訴訟勝利！ 会社は判決に従え！ 会社に申し入れ！

新幹線関西地本「地労委M」行政訴訟（掲示物不当撤去事件）の勝利を受け、本部は10月16日「東京地方裁判所の判決に対する申し入れ」（『申第17号』）を提出しました。

掲示物撤去に関わる不当労働行為事件は、最高裁判所で過去5件勝利しています。いくら会社が控訴して私たちの勝利は目に見えています。会社のとる道は、ただ1つ、裁判所の判決に従うことです。

申し入れ項目は、以下の通りです。

1. 東京地方裁判所の判決を真摯に受け止め、中央労働委員会が認定した命令を速やかに履行すると共に、中央本部及び、新幹線関西地本、名古屋車両所分会に謝罪すること。
2. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。その内容は「今後はこのような行為を繰り返さないよう留意致します。」とすること。
3. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉における「これまでと同様、今後も不当労働行為をはじめ、違法行為は行なわない」との会社回答を撤回し謝罪すると共に、二度と不当労働行為は行わないことを誓約すること。
4. 企業としての社会的責任と反省の上に立ち、控訴は行わないこと。